

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対 する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者 の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>200,000円</u> 活動1日当たり <u>50,000円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・助言	着手金	<u>1,000,000円</u>
	相談・助言終了時	<u>1,000,000円</u>
	成功報酬	<u>1,000,000円</u>
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。	
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u>	
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u>	
	手数料負担者は 求人者 とします。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 21-ユ-010039

事業所の名称及び所在地 株式会社アシスト
岐阜市加納清野町20番地